

お 知 ら せ

2026年（令和8）4月
須坂市農業委員会

農家 各位

令和8年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金を設定しました

令和8年度の農作業標準労賃・機械作業標準料金について、農業委員会の主催により須坂市、JAながの須坂支所及び各生産者部会など関係機関の代表者からなる協定会議を開催した結果、下記のとおり設定しました。

これは（一社）長野県農業会議・JA長野中央会で定めた標準労賃を参考に地域の実情を考慮する中で、須坂市における労賃等の目安としてお示しするものです。

実際に支払う金額は、圃場の条件や時間、作業内容などを考慮して当事者間で十分協議してください。

1 農作業標準労賃

作 業 名		単 位	金 額	備 考
稲 作 作 業	田 植 作 業	1 時間	1,090 円	植付準備作業、消毒作業含む
	一 般 作 業	1 時間	1,070 円	
畑作・花き	一 般 作 業	1 時間	1,070 円	
果 樹 作 業	剪 定 作 業	1 時間	2,070 円	接木作業含む
	技 術 作 業	1 時間	2,070 円	棚建て
	一 般 作 業	1 時間	1,070 円	袋かけ・摘果(花)・房切・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
機 械 オ ペ レ ー タ ー 労 賃		1 時間	2,050 円	バックホー・SSの運転も対象

※ 最低賃金の改定により作業労賃が長野県の最低賃金を下回るようになった場合は、改定の日から県の最低賃金（時間額）を標準労賃とします。

2 機械作業標準料金

作 業 名		単 位	金 額	備 考
機 械 作 業	水 田 耕 起	10a	9,400 円	15cm 耕起標準
	畑 耕 起	10a	9,400 円	
	水 田 代 か き	10a	10,000 円	
	田 植 作 業	10a	12,100 円	植付のみ
	稲刈結束(バインダー)	10a	12,800 円	結束ヒモ代含む
	脱穀(ハーベスター)	10a	12,800 円	乾燥のよいもの
	S S 防 除	10a	5,400 円	1 回、薬剤費別
	コ ン バ イ ン	10a	29,500 円	結束込み 結束なしは2,000 円減
	粃 自 動 乾 燥 機	1 kg	28 円	乾燥のよいもの
	草 刈 作 業	10a	5,100 円	乗用草刈機による作業
1 時間		1,900 円	刈払機による作業	

※ 運転者付き、燃料費込み、税込み（圃場までの機械運搬費は別途）

☆家族や仲間で声を掛け合って、農作業事故をなくしましょう。

☆万が一の事故に備えて保険に加入しましょう。